

総合口座（または定期預金）通帳を使用した据置定期預金（以下「この預金」という。）取引については、別に定める「総合口座（または通帳式定期預金共通）取引規定」によるほか以下により取扱います。

1.（預金の支払時期等）

(1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときは、その継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長お預り期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

(3) 継続停止の申出があった場合は、最長お預り期限以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、継続日（解約する時は解約時、一部支払いをするときは一部支払い日）に預入日から最長お預り期限（解約するときは解約日、ただし、最長お預り期限以降に解約するときは最長お預り期限。

一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間（6か月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上4年未満、4年以上5年未満、5年）に応じた利率（継続後の預金については、継続日における当組合所定の利率）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

(2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5) 継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

なお、最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金を通帳式定期預金共通取引規定7.（1）、（4）および（5）により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年1月1日改定)